

指導行政のポイント

公立高校の“学区制の自由化”

菱村 幸彦

一時、成立が危ぶまれていた教育改革関連法案が、会期末ぎりぎり国会を通過した。これで、文部科学省が策定した「教育新生プラン」が一段と進展することが期待される。

生徒や親は学校を選びたい

教育改革関連法案の内容については、これまでに本資料で何回か取り上げてきた。今回は、公立高校の通学区域の自由化についてみておこう。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）の一部改正で、公立高校の通学区域に関する規定（50条）が削除された。

もともと高校の通学区域は、高校教育の普及と教育の機会均等を図る観点から設けられたものだ。戦後、新学制の発足時は占領軍の指示で、1学区1高校という、いわゆる小学区制が導入された。

しかし、生徒や親は学校を選びたい。学校を選べない小学区制は評判が悪かった。で、占領政策の終了とともに、全国的に中学区制ないし大学区制に移行していった。

昭和40年代に入って、ベビーブームを背景に過熱する受験競争を緩和するため、学校群制度（総合選抜制）の採用など、生徒や父母の学校選択の幅を制限する改革が行われた。しかし、学校群制度は、生徒や父母の公立高校離れを促し、公立高校の地盤低下を招く結果となったのは周知のとおりだ。

ここ数年、地方分権と規制緩和の観点から、改めて通学区域の見直しが問題となっている。とくに平成12年12月に政府の規制改革委員会がとりまとめた「規制改革についての見解」では、「公立高等学校の通学区域の弾力化を進めるため、通学区域を設定することを規定した地方教育行政の組

織及び運営に関する法律を見直し、通学区域の設定等を設置者である都道府県等の自主的な判断に委ねるべきである」と提言した。

この提言を受けて、平成13年に文部科学省は地方教育行政法の改正法案を国会に提出し、そのなかで公立高校の通学区域に関する規定（第50条）を削除することとしたわけだ。

全国からの応募も可能となるが

公立高校の通学区域については、従来、専門学科を置く高校が都道府県内に1校しかない場合や、特色あるコースを設けている高校が少ない場合などを除き、都道府県内に複数の通学区域を設けるべきものと解されていた。文部科学省も、戦後一貫してそのように指導してきた。

今回の地方教育行政法の改正により、公立高校の通学区域設定の法的規定がなくなったので、公立高校の通学区域を定めるか否かは設置者の判断となる。つまり、都道府県の判断によっては、通学区域を定めないことも可能となるわけだ。通学区域を定めない場合は、どこからでも応募ができるから、極端な話、全国から応募することも可能となる。となると、通学区域の撤廃で受験競争が激化するのではないか、という懸念も出てくる。

もちろん、通学区域の規定が削除されても、設置者の判断で、従来どおり、学区を維持することが可能であることはいうまでもない。

（ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員）

“危機管理”研修テキスト三部作 好評発売中

『求められる危機管理能力』大石勝男編・2310円

『学校の危機管理マニュアル』菱村幸彦編・2310円

『危機管理の法律常識』菱村幸彦編・2310円

7月の新刊案内 大好評発売中！ 今国会通過の教育改革法案の理解にも最適。 教育開発研究所刊
管理職選考で出題頻度の高いキーワードを最新の改正法令、改革答申をもとにわかりやすく解説！（菱村幸彦編）

よくわかる最新管理職選考教育法規キーワード

A5判 220頁・定価2,310円